

事業報告書	
医療法人整理番号	D668
報告期間	自 至 令和5年12月1日 令和6年11月30日
1 事業報告書の概要	
(1) 名称	医療法人 AIMS
	分類① 社団（出資持分なし） その他
	分類② 基金制度採用
(2) 事務所の所在地	分類③ 都道府県 三重県 市區町村 鈴鹿市 町名・番地 野村町 1 6 8 番地 1 建物名 すずかいどう皮膚科クリニック 従たる事務所の記載はどちら
(3) 設立認可年月日	平成29年10月26日
(4) 設立登記年月日	平成29年11月9日
(5) 理事長の氏名	姓 伊藤 名 芳幸 役員及び評議員の人数 4 役員及び評議員 記載はどちら
2 事業の概要	
(1-1) 本来業務 (病院、診療所)	記載はどちら
(1-2) 本来業務 (介護老人保健施設、介護医療院)	記載はどちら
(2) 附帯業務	記載はどちら
(3) 収益業務	記載はどちら
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はどちら
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はどちら
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はどちら
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はどちら  受付 第 号 -7. 1. 25 医療保健部
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はどちら
(9) その他	記載はどちら
全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(注意)	

事業報告書

報告書

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法人第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

書告報業

2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

地主白公は第21回の第3節に「おもてなしをうながす」所で、指揮官軍の懇意に記載する。

1. 地方自営公第244号「第3項に於ける旨並びに附設の規則に記載する。」
2. 病養病床における保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれについて内訳を記載すること。

事業報告書

- 注) 1. 地方自治法第244条の第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の際に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式1 : 2-(2) (G-MIS様式)

事業報告書

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

事業報告書

2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

書告報事

2-(4) 当該会計年次内に社員総会又は評議會で議決又は同意する事項

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行つており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）

注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行による資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行つており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するためには必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(注意)

様式2

法人名 医療法人 AIMS
 所在地 三重県鈴鹿市野村町168番地1

※医療法人整理番号

D668

財産目録
 (令和6年11月30日現在)

1. 資産額	365,677 千円
2. 負債額	169,293 千円
3. 純資産額	196,383 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	218,626
B 固定資産	147,050
C 資産合計 (A+B)	365,677
D 負債合計	169,293
E 純資産 (C-D)	196,383

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-2 (G-MIS様式)

法人名 医療法人 AIMS
 所在地 三重県鈴鹿市野村町168番地1

※医療法人整理番号 D668

貸借対照表
令和6年11月30日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	218,626	I 流動負債	145,232
II 固定資産	147,050	II 固定負債	24,061
1 有形固定資産	91,795	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	638	負債合計	169,293
3 その他の資産	54,615	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	0	科目	金額
		I 基金	0
		II 積立金	196,383
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	196,383
資産合計	365,677	負債・純資産合計	365,677

(注) 1. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

様式4-2 (G-MIS様式)

法人名 医療法人 AIMS
 所在地 三重県鈴鹿市野村町168番地1

医療法人整理番号	D668
----------	------

損 益 計 算 書
 自 令和5年12月1日 至 令和6年11月30日

(単位：千円)

科目		金額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			367,666
2 事業費用			308,911
	本来業務事業利益		58,755
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
	附帯業務事業利益		0
II 事業外収益	事 業 利 益		58,755
III 事業外費用			1,289
	経 常 利 益		1,188
IV 特別利益			58,856
V 特別損失			3,403
	税 引 前 当 期 純 利 益		461
	法 人 税 等		61,798
	当 期 純 利 益		15,520
			46,278

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること(自動表示)。
 2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

様式5

法人名 医療法人 AIM S
所在地 三重県鈴鹿市野村町168番地1

※医療法人整理番号 D668

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 AIMS

理事長 伊藤 芳幸 殿

私は、医療法人 AIMS の令和 5 会計年度（令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 1 月 23 日

医療法人 AIMS

監事 馬場 翔

